

議案第17号

富津市財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
富津市財政調整基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

今後の財政規律の一層の確保を図り、決算剰余金の積立て規定を追加するほか、減債基金及び災害救助基金を廃止し、本基金に統合するため、条例の一部を改正するものである。

富津市財政調整基金条例の一部を改正する条例

富津市財政調整基金条例の一部を改正する条例（昭和46年富津市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「の目的」を削り、同条中「地方債」を「、地方債」に改める。

第2条の見出しを「（積立て）」に改め、同条中「地方財政法（昭和23年法律第109号）第7条第1項に定める金額とする」を「一般会計歳入歳出予算の定めるところによる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定によるほか、各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。

第6条第1号を次のように改める。

(1) 災害により生じた経費の財源に充てるとき。

第6条第2号中「うめる」を「埋める」に、「充てるとき」を「充てるとき。」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるとき。

第6条に次の1号を加える。

(4) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(富津市災害救助基金条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 富津市災害救助基金条例（昭和46年富津市条例第33号）

(2) 富津市減債基金条例（平成2年富津市条例第4号）